

中核市移行に関する基本方針



目次

1	はじめに	1
2	中核市移行に向けて	2
	(1) 中核市移行に向けた取組	
	(2) 移行目標年度	
3	中核市制度の概要	3
	(1) 中核市とは	
	(2) 全国の中核市一覧	
	(3) 中核市に移譲される事務の概要	
	(4) 中核市指定の手続	
4	中核市移行の目的	7
	(1) もっと暮らしやすいまちへ	
	(2) もっと自主性のあるまちへ	
	(3) もっと魅力あるまちへ	
5	中核市移行の効果	8
	(1) 市民サービスの充実	
	(2) 行政サービスの迅速化	
	(3) 保健所設置による総合的な保健衛生サービスの提供	
	(4) 特色あるまちづくりの推進	
	(5) 統計資料に基づく効果的な施策の展開	
	(6) 都市としてのイメージアップ	
	(7) 都市間連携の充実	
6	課題と今後の取組	12
	(1) 移譲事務の精査	
	(2) 市保健所の設置	
	(3) 組織・職員体制	
	(4) 条例の整備及び審議会等の設置、包括外部監査制度の導入	
	(5) 市民への周知	
	(6) 経費と財源の精査	
7	中核市移行の推進体制	15
	(1) 所沢市議会との情報共有、連携	
	(2) 埼玉県との協議、調整	
	(3) 庁内の推進体制	
8	中核市移行までのスケジュール	17
	(1) これまでの経過	
	(2) 今後の予定	



1 はじめに

埼玉県と東京都の境に位置し、鉄道や高速道路へのアクセスがよく、豊かな自然に恵まれ、安定した地盤で災害に強く、医療環境も充実、観光やレジャーを楽しめる場所もたくさん。所沢市は、あれもこれもある市民の皆様の「可能性が広がるまち」です。



このたび、市民の皆様のさらなる可能性を広げていくため、その一つの手段として所沢市を中核市へ移行することを進めてまいりたいと存じます。

中核市となりますと、保健所の設置をはじめ、環境分野、福祉分野、教育分野など、様々な権限が所沢市に移譲されることとなります。市民の皆様に最も身近な存在で、地域の実情を把握しやすい所沢市が、これまで以上に市民の皆様に寄り添った形で、より質の高い行政サービスを行うことが可能となります。

この『中核市移行に関する基本方針』は、所沢市が中核市への移行を円滑に進めるため、中核市制度の概要や移行の効果、課題、今後の取組などについて、基本的な事項をまとめたものです。本方針を基に、市民の皆様への情報提供を行いますとともに、市民の皆様や所沢市議会のご意見を踏まえながら、中核市移行に向けて、着実に取組を進めてまいりたいと存じます。

所沢市長 小野塚 勝俊

2 中核市移行に向けて

(1) 中核市移行に向けた取組

地方分権改革の中、住民に最も近い基礎自治体が主体的かつ総合的に行政運営を担うため、本市では、平成14年4月に特例市へ移行しました。また、法令上の一定の権限を持つことや埼玉県の特例条例^(※)による権限移譲においても積極的にこれを受け入れ、地域の特性を生かした個性あふれるまちづくりを自らの責任で行い、市民サービスの向上を図ってきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行や自然災害の激甚化、人口減少社会の進展など、本市を取り巻く社会情勢などの変化により、市民ニーズは、今後ますます多様化していくことが想定されます。それらに迅速かつ的確に対応していくためには、さらなる事務権限の拡大など、これまで以上に高い自主性を備えた都市へと発展していく必要があります。

これらの状況を踏まえ、令和5年10月に「中核市移行準備調整会議」及び「中核市移行準備プロジェクトチーム」を立ち上げ、中核市移行により移譲される事務、組織・職員体制の確保、財政への影響などについて、先行自治体の事例などを調査・研究した結果、地域の実情にあった、より質の高い行政サービスを提供していくため、中核市への移行を目指すこととしました。

※：知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年条例第61号)

(2) 移行目標年度

市制施行80周年に合わせ、令和12年4月に中核市へ移行することを目指します。

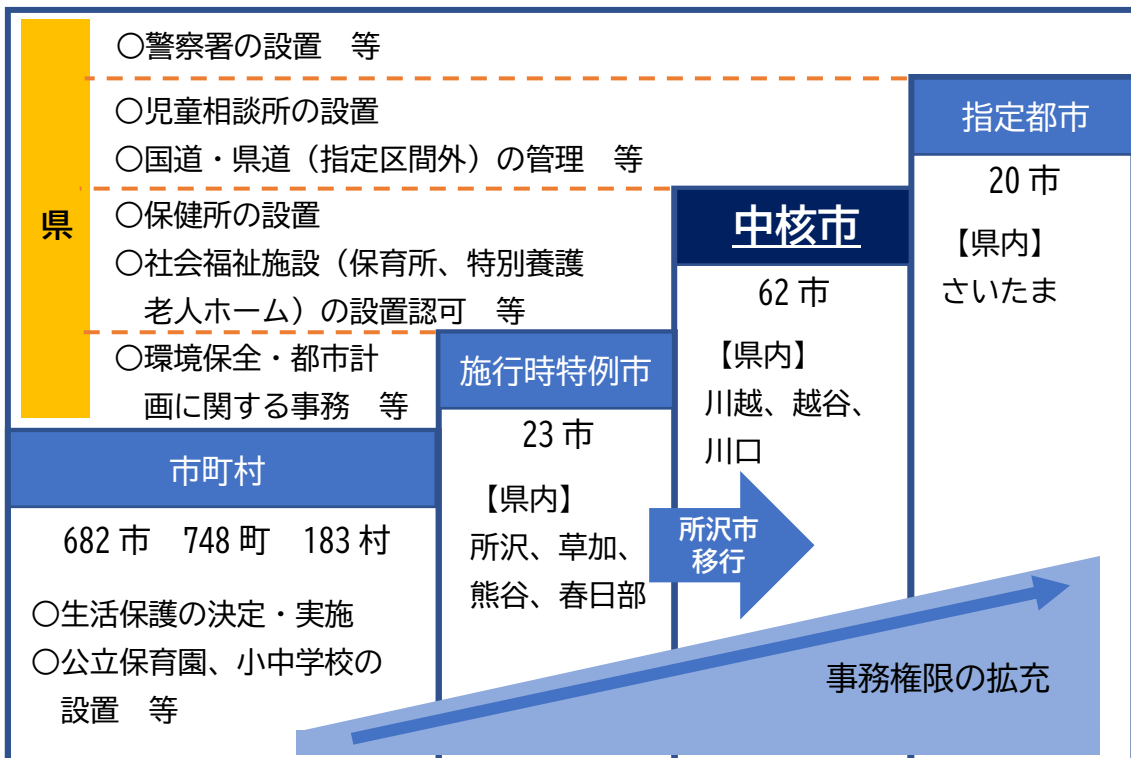


3 中核市制度の概要

(1) 中核市とは

全国には、1,718の市町村(令和6年4月時点)がありますが、指定都市以外の市は、以前はほぼ同じような権能となっていました。

そこで、指定都市以外で、人口規模が大きく行政能力が比較的高い都市の権能を強化し、できる限り市民の皆様身近なところで行政サービスを提供できるようにするため、地方分権の方策として、平成7年の改正地方自治法の施行により「中核市制度」が創設されました。



- ※ 中核市の指定要件は、平成7年の制度創設時には、人口・面積・昼夜間人口比率などがありましたが、3度の地方自治法の改正により、人口のみとなり、平成27年4月から「人口30万人以上」から「人口20万人以上」となりました。
- ※ 中核市の指定要件の緩和と同時に、特例市制度が廃止となり、特例市であった市は、「施行時特例市」と呼ばれる一般市となりました。ただし、従前の特例市の事務権限は引き続き保持しています。

(2) 全国の中核市一覧

令和6年4月1日現在、全国1,718の市町村のうち、中核市は、62市となっています。埼玉県内では、川越市、越谷市及び川口市が中核市に指定されています。なお、さいたま市は、指定都市に指定されています。

移行年月	市名
平成8年4月	宇都宮市、金沢市、岐阜市、姫路市、鹿児島市
平成9年4月	秋田市、郡山市、和歌山市、長崎市、大分市
平成10年4月	豊田市、福山市、高知市、宮崎市
平成11年4月	いわき市、長野市、豊橋市、高松市
平成12年4月	旭川市、松山市
平成13年4月	横須賀市
平成14年4月	奈良市、倉敷市
平成15年4月	川越市、船橋市、岡崎市、高槻市
平成17年4月	東大阪市、富山市
平成17年10月	函館市、下関市
平成18年10月	青森市
平成20年4月	盛岡市、柏市、西宮市、久留米市
平成21年4月	前橋市、大津市、尼崎市
平成23年4月	高崎市
平成24年4月	豊中市
平成25年4月	那覇市
平成26年4月	枚方市
平成27年4月	八王子市、越谷市
平成28年4月	呉市、佐世保市
平成29年1月	八戸市
平成30年4月	福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市、松江市
平成31年4月	山形市、福井市、甲府市、寝屋川市
令和2年4月	水戸市、吹田市
令和3年4月	松本市、一宮市



(3) 中核市に移譲される事務の概要

中核市への移行により移譲される事務は、民生、保健衛生、環境、街づくり及び文教などの各分野合計で2,000を超える事務数となっています。そのうち、保健衛生分野の事務（保健所事務）が半数以上を占めています。今後、埼玉県と調整し、具体的な移譲事務数が明確になっていきます。

市に移譲が見込まれる事務

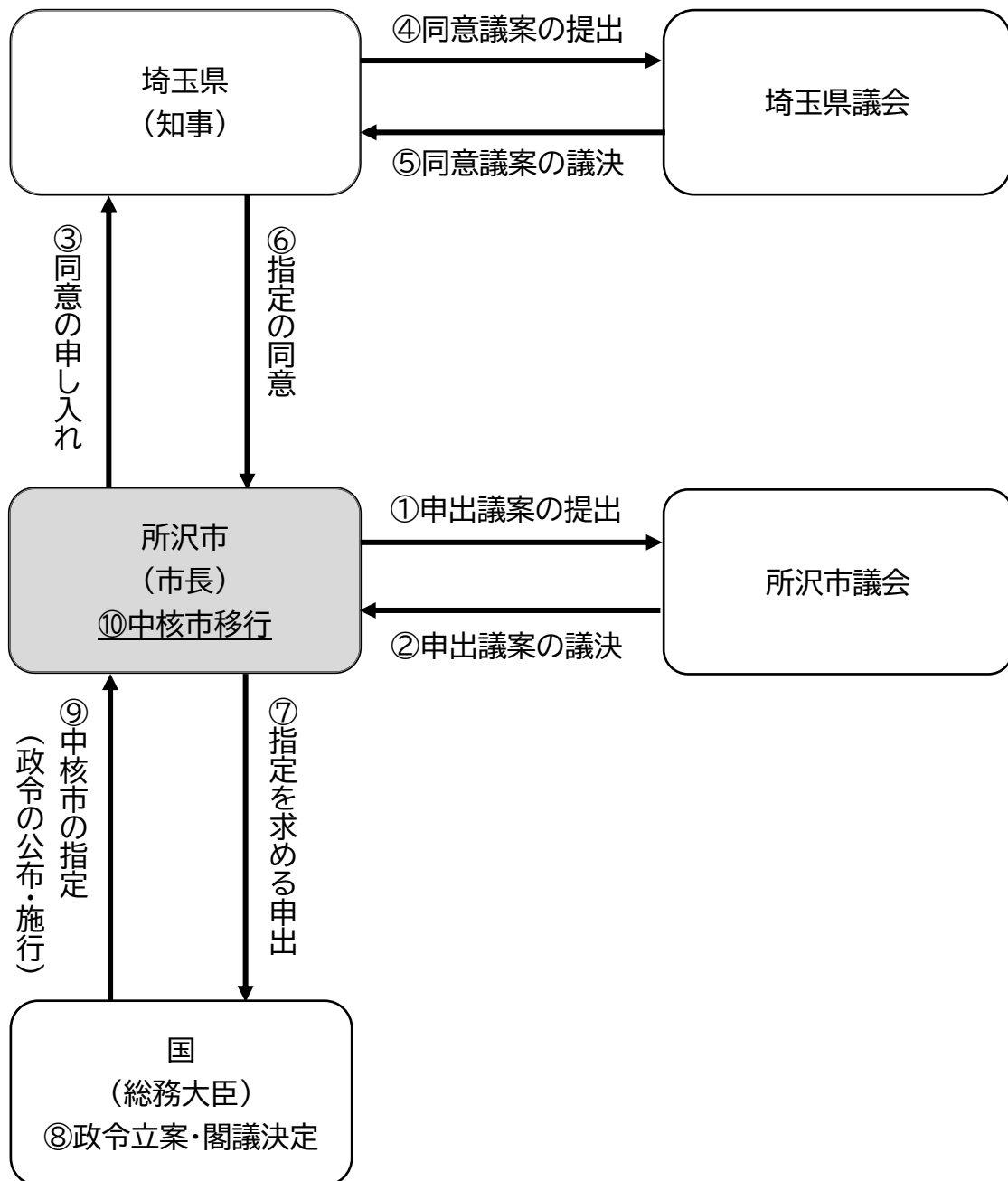
分野	主な事務	想定事務数
民生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所、養護老人ホームの設置の認可・監督 ・ 介護保険及び障害者福祉サービス事業者の指定 ・ 身体障害者手帳の交付 ・ 民生委員の定数の決定、研修・指導 等 	395
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所の設置 ・ 地域住民の健康維持、増進のための事業の実施 ・ 感染症の予防及びまん延防止対策 ・ 飲食店営業等の許可 ・ 旅館業、興行場、公衆浴場の許可 ・ 理・美容所、クリーニング店等の開設届出受理 ・ 薬局等の開設許可 ・ 診療所等の開設届の受理 ・ 動物愛護、狂犬病予防対策 等 	1,314
環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置許可 ・ 産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者に対する措置命令 ・ 浄化槽の設置等の届出の受理 等 	201
街づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物の条例による設置制限 ・ サービス付き高齢者向け住宅事業の登録 等 	95
文教 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県費負担教職員の研修 ・ 重要文化財に関する現状変更等の許可 等 	19
合計		2,024

※想定移譲事務は、越谷市資料を参照

(4) 中核市指定の手續

中核市の指定を受けるには、所沢市議会の議決、埼玉県議会の議決、埼玉県知事の同意を経て、市が国に申出を行う必要があります。国は、市の申出に基づき中核市の指定を行います。

中核市指定のフロー図





4 中核市移行の目的

地方分権の推進、人口減少や少子・高齢化などの課題への対応や、安心・安全で住みやすいまちを実現していくため、市の事務権限を拡大し、これまで以上に自主性を強化していくことが効果的です。

中核市に移行することで、今後、ますます多様化する市民ニーズや行政課題に迅速かつ的確に対応し、地域の実情に合った、より質の高い行政サービスを自らの責任で提供することが可能となります。

このメリットを最大限に生かし、市民の皆様の可能性がより広がっていき、さらに発展・成長していくための契機として、次の3つを中核市移行の目的に定め、中核市移行に向けた準備を進めていきます。

(1) もっと暮らしやすいまちへ

基礎自治体として事務権限を拡充し、自らの判断と責任のもと、より身近なところで、より多くのきめ細やかな行政サービスを提供することにより、さらに暮らしやすいまちを目指します。

(2) もっと自主性のあるまちへ

多くの事務が埼玉県から移譲されるため、市の判断で実施できる範囲が広がります。市独自の取組を一層推進し、より自主性を備えたまちを目指します。

(3) もっと魅力あるまちへ

本市のイメージアップを図るとともに、都市としての価値を高め、市民の皆様が誇れる、そして、多くの方から選ばれる魅力あるまちを目指します。

5 中核市移行の効果

(1) 市民サービスの充実

さまざまな届出の受理や認可などの市民生活に密着した多くのサービスを、市民の皆様にとって最も身近な市が行うことによって、より柔軟で、きめ細やかな市民サービスの提供が可能となります。

【具体例】

保育所、障害福祉サービス事業者、介護サービス事業者等の許認可などや指導監査を、市内事業所などの実態を把握している市が行うことで、地域のニーズに即したサービスの充実を図ることができます。

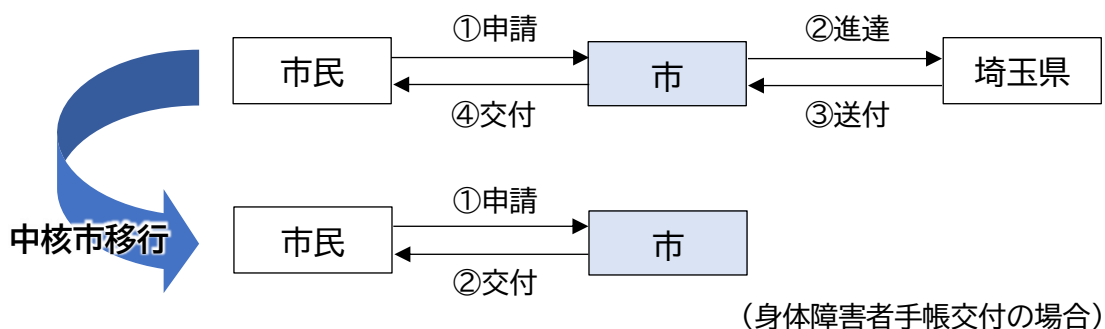
(2) 行政サービスの迅速化

これまで、市の窓口で申請を受け付け、埼玉県が審査、決定を行っていた事務を、市が一括して行うことなどにより、事務処理の迅速化・効率化を図ることができます。

【具体例】

身体障害者手帳の交付事務において、申請から交付までの処理期間が 2 か月程度かかっていたものが、1 か月程度に短縮されている中核市もあります。

飲食店営業等の許可、理・美容所等の開設届出など、狭山保健所まで行かなければならなかった手続きが、市内の保健所で可能となるため、市民の皆様や事業者の利便性向上につながります。



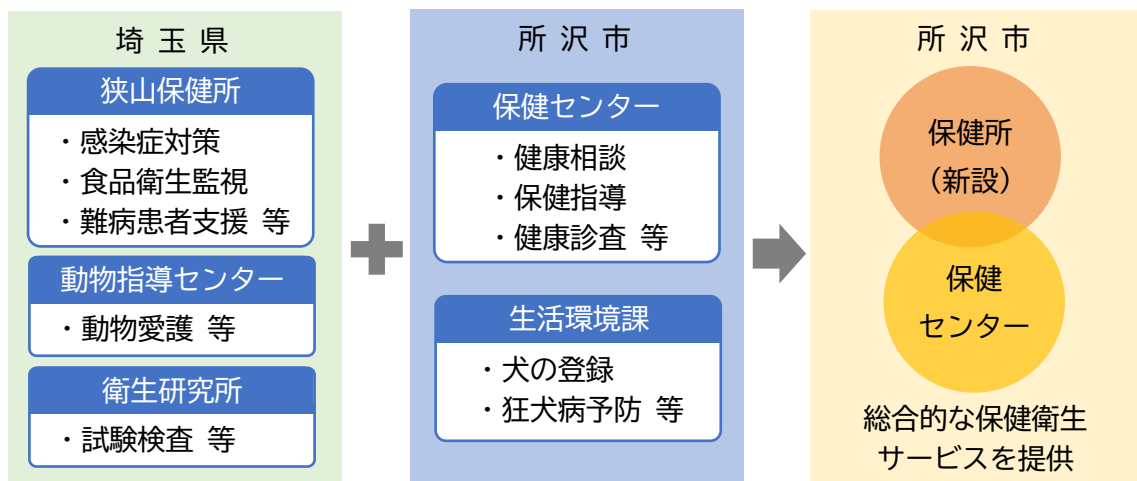


(3) 保健所設置による総合的な保健衛生サービスの提供

保健所業務が埼玉県から移譲されることにより、保健所と保健センターとで役割分担を工夫し、連携して取り組むことができます。市で行っている健康相談、保健指導、健康診査などのサービスと、保健所の専門的な機能を連携することで、より質の高い、総合的な保健衛生サービスの提供が可能となります。

【具体例】

これまで狭山保健所で行っていた感染症対策や食品安全対策などの事務を市が直接行うことにより、独自の工夫などが可能になることで、市民の皆様の健康づくりや安全・安心な市民生活の確保などを総合的に推進することができます。市民の皆様の生命及び健康に重大な被害を及ぼす健康危機が市内で発生した場合、これまで埼玉県の判断に基づき対応していましたが、市が情報を直接収集し、調査、指導及び措置などを行うことにより、迅速な対応ができるようになります。



(4) 特色あるまちづくりの推進

これまで県が行っていた事務について、地域の実情を踏まえ、市独自の行政運営が可能になります。

【具体例】

埼玉県が実施している小・中学校教職員や民生委員・児童委員に対する研修を市が実施できるようになるため、地域の課題を踏まえて独自に工夫した研修内容とするなど、様々な分野にわたって市の地域特性を生かした特色あるまちづくりを展開できるようになります。

(5) 統計資料に基づく効果的な施策の展開

ビッグデータなど、データ活用の研究が進む中で、移譲事務に係る実績や傾向をより統計的に踏み込んで捉えることにより、現状に対応した効果的な施策を展開できます。

【具体例】

保健衛生に係る統計資料の活用により、本市の市民に特徴的な傾向が認められれば、市独自のきめ細やかな施策の展開を図ることができます。

(6) 都市としてのイメージアップ

北は旭川市から南は那覇市まで、知名度が高い62の市が中核市に指定されています。これらの市とともに、指定都市に次ぐ位置付けとなるため、知名度、存在感がより一層高まり、観光面の誘客や企業誘致などの経済活動における活性化とともに、市民の皆様の地域に対する愛着や誇りを高める効果が期待できます。

【具体例】

人口減少が全国的な課題となる中、交流人口の増加や定住人口の維持が期待でき、本市のイメージアップにつながります。



(7) 都市間連携の充実

中核市各市は、いずれかの市域において災害が発生した場合に、被災した市の要請にこたえて、被害を受けていない市が応援協力するために「中核市災害相互応援協定」を締結しています。万一、災害が発生した場合には、この協定に基づき、他の中核市から食料・飲料水・生活必需物資の提供や、職員の派遣などを受けることができます。この他、中核市の持つ権限などに対するノウハウ獲得や職員の資質向上を目的とした、中核市相互の人事交流も行っています。

6 課題と今後の取組

(1) 移譲事務の精査

中核市移行に伴い、埼玉県から新たに移譲される事務は、法定移譲事務と任意移譲事務の 2 種類に分類されます。

法定移譲事務は、法律や政令などにより、中核市の権限として定められているものであり、中核市移行により必然的に移譲される事務です。

任意移譲事務は、埼玉県が権限を持つ事務のうち、法定移譲事務との関連があり、市に移譲した方がより効果的であると考えられるものとして、埼玉県と市で協議、調整のうえ、移譲が決定される事務です。このため、任意移譲事務については、埼玉県と綿密に協議を行っていきます。

(2) 市保健所の設置

中核市は、地域保健法第 5 条第 1 項により保健所を設置することが定められていることから、所沢市域を管轄する市独自の保健所を新たに設置することになります。これに伴い、保健所関係の事務が埼玉県から移譲されます。

保健所は、保健衛生分野の中心となる機関であり、専門性の高い事務権限が市に移譲されるため、円滑な業務遂行ができるよう専門職員の確保や研修体制の強化に努めます。

現在、「狭山保健所」は埼玉県が設置しており、所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の 5 市を管轄エリアとしています。また、検査分析業務は、埼玉県衛生研究所で、動物関連業務は、埼玉県動物指導センターで行っています。市の保健所設置のあり方については、今後、埼玉県から示される移譲事務の数や内容を精査したうえで、ハード・ソフト両面からの視点を加えながら、効率的・効果的に施策を実施できるよう、埼玉県と十分な調整のもとに検討を進めていきます。



①開所の時期

中核市移行に合わせ、令和12年4月の開所を目指します。

②建設予定地

複数箇所の市有地及び国有地、県有地で比較検討を行い、経済性、中核市移行の推進期間、敷地面積などから、生涯学習推進センターグラウンドを建設予定地としました。

- ・所在地 所沢市並木六丁目4番地の1の一部
- ・敷地面積 約8,000㎡

③既存事業との連携

保健センター機能の集約など、既存事業と連携して一体的・総合的に実施することにより、これまで以上に効率的かつ効果的に、きめ細やかな市独自の保健衛生サービスの提供に努めます。

(3) 組織・職員体制

中核市移行に当たっては、新たに担う行政サービスを円滑に実施できるよう効率的に事務を執行できる組織体制とする必要があります。

また、中核市の事務の中には、保健所業務をはじめとして専門の資格や知識を必要とするものもありますので、必要な職員数の確保や人材育成には、今後、様々な検討が必要となります。

移譲事務の業務量を精査する中で、必要な組織体制及び職員数を検討し、実務研修や人的支援など埼玉県からの協力を得ながら、職員の確保及び育成を計画的に行っていきます。

(4) 条例の整備及び審議会等の設置、包括外部監査制度の導入

中核市への移行に伴い新たな事務を実施するに当たり、基準や手続など必要な事項を定める条例や規則などの整備、附属機関として有識者などで構成される審議会や協議会の設置が必要となります。審議会や協議会については、必要となる機能を考慮し、効率的かつ効果的な運営について検討していきます。

また、包括外部監査人（有識者）による包括外部監査が必要になります。

(5) 市民への周知

中核市への移行を円滑に進めるためには、その目的や効果、課題を市民の皆様に分かりやすく伝え、市民の皆様の理解を深めていく必要があります。

多くの方々に中核市制度の概要や移行の意義を知っていただけるよう、広報や市ホームページなど、様々な機会や媒体を活用して、中核市制度や移譲事務の概要などの情報を発信し、市民の皆様への周知に努めていきます。

(6) 経費と財源の精査

中核市への移行による移譲事務の増加に伴い、事務処理に必要な職員の人件費や事務処理経費などが増加します。その経費については、基本的に地方交付税で措置されることとなります。その他、既に埼玉県から県条例に基づき移譲されている事務のうち、中核市として行うものについては、そのために交付されている県支出金が支給されなくなり、地方交付税措置の対象となります。一方で、国の負担金等により埼玉県が実施している事務のうち、中核市として行うものについては、国の負担金等が市に交付される見込みです。

また、保健所の設置には多額の建設費などが予想されます。その他にも施設の整備が必要となる場合など、事務の内容によっては地方交付税による措置を上回る負担が生じることも予想されるため、財源確保の見通しを踏まえたうえで、歳入（収入）と歳出（経費）の見込額を慎重に精査していきます。



7 中核市移行の推進体制

(1) 所沢市議会との情報共有、連携

中核市への移行は、市民の皆様の生活に影響がある非常に重要な取組であるため、所沢市議会のご意見を踏まえ、進めていく必要があります。

所沢市議会と連携しながら進めていけるよう、適切な情報共有に努めていきます。

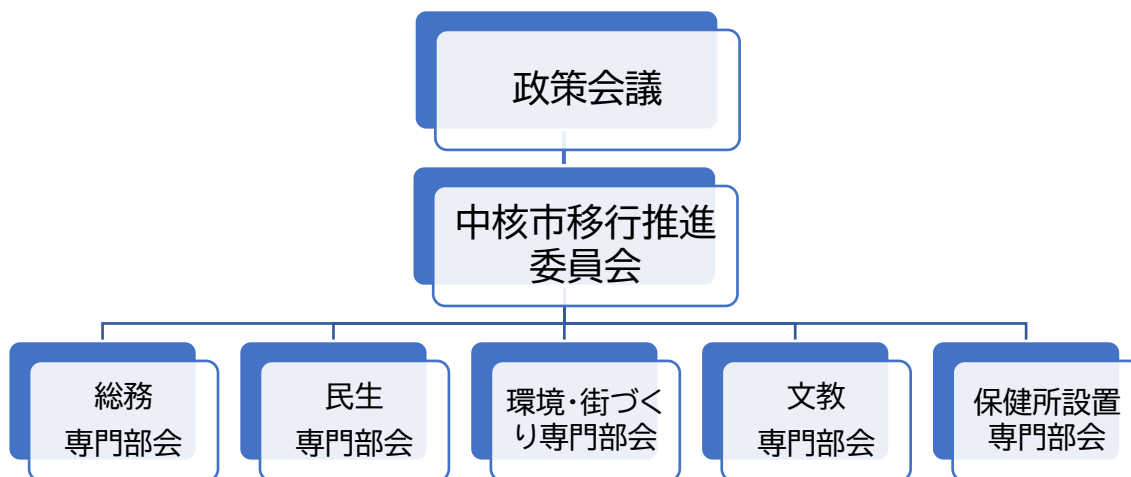
(2) 埼玉県との協議、調整

中核市移行に向けて、埼玉県と所沢市との協議の場として、「(仮称)埼玉県・所沢市事務担当者連絡会議」を設置する予定です。

中核市に移譲される事務について、市民サービスの向上と効率的な事務執行に留意しながら、埼玉県と十分に調整を行い、円滑な移行に向け準備を進めていきます。

(3) 庁内の推進体制

中核市への円滑な移行を図るため、令和7年度より経営企画部に中核市推進室及び健康推進部に保健所準備室を設置するとともに、行政運営の基本方針及び重要事項を審議する政策会議の下に「(仮称)中核市移行推進委員会」を、さらにその下に各分野からなる「専門部会」を設置し、全庁を挙げて検討を進めていきます。今後は、こうした組織を中心として、各移譲事務の具体的な内容について精査・検討を行っていきます。



※必要に応じて各専門部会の下にワーキンググループを設置



8 中核市移行までのスケジュール

(1) これまでの経過

令和 5年度	市長就任会見で中核市への移行を表明 中核市準備調整会議・中核市移行準備プロジェクトチーム設置
6年度	中核市準備担当配置 中核市移行に関する調査報告書作成 中核市の移行目標年度の発表

(2) 今後の予定

令和 6年度	中核市移行に関する基本方針策定 保健所設置検討委員会設置、保健所設置基本計画策定（1年目） 埼玉県知事への協力要請
7年度	中核市推進室設置 保健所準備室設置 中核市移行推進委員会・各専門部会設置 県・市事務担当者連絡会議設置 移譲事務精査（～10年度）、保健所設置基本計画策定（2年目）
8年度 ～9年度	保健所整備（基本設計・実施設計）
10年度	県職員派遣（保健所準備室）・市職員派遣（保健所、環境、福祉） 総務省ヒアリング、所沢市議会に議案提出、所沢市議会の議決 保健所整備（建設工事（1年目））
11年度	県職員派遣（保健所準備室）・市職員派遣（保健所、環境、福祉） 埼玉県へ同意の申し入れ、埼玉県議会に議案提出、埼玉県議会の議決、埼玉県の同意、中核市指定の申出、閣議決定、国の政令による指定 関係条例等の制定・改正 事務引継ぎ 保健所整備（建設工事（2年目））
12年度	中核市移行、保健所開所

令和7年2月

所沢市 経営企画部 経営企画課 中核市準備グループ

所沢市並木一丁目1番地の1

TEL:04-2998-9463

FAX:04-2994-0706

E-Mail:a9027@city.tokorozawa.lg.jp